



ゆたかに生きる権利をまもる

尾張東部権利擁護支援センター あすライツ

〒470-0136 日進市竹の山四丁目301番地 日進市障害者福祉センター内
電話 0561-75-5008 ホームページ <https://owaritoubu-kouken.net/>

第15号

会報

令和7年8月発行



CONTENTS

理事長あいさつ

令和6年度 事業の振り返り

令和6年度 数字で見るあすライツ

職員からのメッセージ・会員募集

P2

P3~9

P10~11

P12



「分断の時代」といわれる今だからこそ

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター 理事長 加藤佳子



近頃、「分断の時代」という言葉がしばしば聞かれるようになりました。

政治的分断、経済的分断、地域的分断、また外国人の排除等々、こういった世界的風潮は日本にも決して関わりのないこととは言えないでしょう。このような時世であるからこそ、いっそう支え合いや連携、協力といったことが大切になってきています。

尾張東部権利擁護支援センターは、医療や福祉、法律職などの方々と連携し、また行政、さらには市民の皆様と協力して、支援を必要としている方々の生活を支え、権利を守る活動をしてきました。

令和6年度の主な実績として3つあげます。

(1) 法律職との連携

弁護士・司法書士との連携により法律的な課題に対する相談に対応しました。センターでは平成26年に独自システムとして、弁護士・司法書士の方に名簿登録いただく「専門職協力者名簿登録制度」を構築しました。令和6年度末時点で弁護士27名、司法書士47名が登録しています。登録者の方は後見人になっていただくほか、住民の方の権利擁護に関する相談への対応や、支援者とのケース会議などで権利擁護の観点から法的アドバイスなどをしていただいています。

(2) 法人後見

個人の専門職後見人だけでは対応が困難な方を法人で受任しています。

受任者への面談や電話相談の対応件数は年間14,153件となっています。平成23年10月から

令和7年3月末までの受任累計者数は139名となりました。

(3) 市民後見人の養成、監督

第5期市民後見人養成研修が終了し、新たに30名のバンク登録者が増えました。現在、バンク登録者は80名です。

バンク登録者のうち、家庭裁判所から選任された市民後見人の監督業務をセンターが行っています。現在25名の市民後見人が活動しており、支援対応件数は2,663件になります。令和7年度には、第6期市民後見人養成研修を長久手市で開催します。

以上、令和6年度の主な実績を述べましたが、この他に嬉しいお知らせがあります。一つは、市民後見人バンク登録者による「あすライツボランティア会」が発足したこと、二つは、本年10月にセンター設立15年目を迎えるということです。11月には設立15年を記念した事業も行う予定です。

センターはこれからも地域の皆さまに支えられ、連携して、皆さまの「ゆたかに生きる権利をまもる」を実践してまいります。

今後ともご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターは、判断能力が不十分な認知症の高齢者の方や、知的障害・精神障害がある方の財産や権利を守るために、福祉的配慮に基づく後見事務の提供をするとともに、権利擁護に関する相談支援や啓発活動等の支援事業を行って、市民福祉の向上及び日常生活の安寧を図ることを目的として下記の事業を実施しました。

成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人の業務を行う事業

成年後見制度の利用が必要な要援護者の方で、家庭裁判所から私たちの法人が後見人等として選任された方について、身上の保護を重視した後見業務を行いました。

法人後見においては、担当制による専門相談員が対応し、本人らしい生活の実現にむけて意思決定支援を推進しました。

成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人及び任意後見監督人の業務を行う事業

家庭裁判所から他法人の成年後見監督人として選任され、後見監督人として後見人（他法人）の報告を受け、後見人が作成した書類を確認、及び身上保護に関する助言を行いました。令和6年度の受任実績は長久手市1名（後見類型）です。

虐待等権利擁護に関する相談支援事業

法律職（弁護士・司法書士）や権利擁護支援スーパーバイザーとの連携により、法律的な課題や権利擁護に関する課題に対する相談対応を必要に応じて行いました。

■1.法律職との連携による専門相談対応

開催日：令和6年4月10日、5月2日、5月17日、12月6日、令和7年2月6日、2月18日（計6回）

場 所：尾張旭市、豊明市、日進市
相談者：6市町における住民6名

■2.権利擁護支援スーパーバイズ

開催日：令和6年10月10日、12月5日（計2回）
場 所：日進市
対象者：6市町における行政・地域包括支援センター・障害者相談支援センター職員等

後見制度及びその他福祉に関する研修、啓発、相談事業

■1.成年後見制度に関する研修啓発事業

①成年後見セミナー

開催日：令和6年6月7日

場 所：イーストブラザいこまい館（東郷町）

受講者：6市町における住民105名

第1部では「おひとりさまの法律課題～成年後見制度でできること・できないこと」と題して、弁護士の加藤淳也先生より講演をいただきました。

考えられる「おひとりさま」の法律課題のうち、判断能力があるうちにできること、成年後見制度でできること、成年後見制度でできないことを、任意後見制度や遺言、成年後見制度の詳しい説明や事例を交えながらわかりやすくお話しされ、アンケートでは「有意義なお話して不安が減った」とのお声をいただきました。

第2部では「おひとりさまになっても地域で暮らし続けるために」をテーマに、東郷町役場高齢者支援課の須賀利恵子課長、名古屋掖済会病院医療相談室室長の林本隆幸氏、NPO法人ファミリーステーションRinの磯畑香苗氏をパネリストに、加藤淳也先生をコメンテーターにお招きし、当センターの住田敦子センター長をコーディネーターとしてパネルディスカッションを行いました。

おひとりさまが「地域で自分らしく暮らしていくために」、社会のほうからつながりを作り、孤立を防いでいくこと、おひとりさまも自分がどう生きていきたいか、どんな医療を受けたいかを自分で考え、決めたことを周りに伝えておくことが重要だと感じるパネルディスカッションでした。

このセミナーが「おひとりさま」となった時の不安を感じておられる方にとって少しでも参考になるものとなればよいと考えています。



②行政・福祉関係者のための成年後見勉強会

開催日：令和6年7月10日

場 所：長久手市保健センター

受講者：6市町における行政・福祉関係者73名
オンラインによる配信あり

本研修は毎年7月頃に実施し、行政担当者や福祉関係者の方々に対して、成年後見制度や地域における当センターの役割や業務等について実例を通して学んでいただく機会としています。昨年に引き続き今回もZoomによるハイブリット型で開催いたしました。

第一部では、センター職員より、センターの事業内容と成年後見制度の概要、活用方法について講義を行った後、センターが受けた相談事例を用いて申立の流れ、候補者のマッチング等について講義を行いました。

また、第二部では市民後見人の活動状況報告と合わせて市民後見人の実際の活動の様子を撮影した動画を視聴していただきました。その後は現在、活動をしている市民後見人さんにご登壇いただき、パネルトークを実施いたしました。

参加者からは、動画や事例を用いての講義・活動中の市民後見人を招いてのパネルトークを実施したことで、より理解が深まったとのお声をいただきました。市民後見人の久保田さんのお人柄が表れた活動の様子をうかがうことができ、和やかな雰囲気の中、勉強会を終えることができました。

③福祉職向け成年後見実務講座

開催日：令和6年9月25日

場 所：日進市障害者福祉センター

受講者：6市町における行政・介護保険関連事業所
障害福祉関連事業所・病院等職員15名

本研修は毎年開催しており、受講者に成年後見制度についてより実践的に学んでいただく内容になっています。

まずは成年後見制度についてセンター職員より説明し、成年後見制度の概要として補助・保佐・後見の3種類の違いや、成年後見人に求められる役割、裁判所に申立てを行うのは誰なのかなどのお話がありました。その後、架空の事例についてグループに分かれて検討を行いました。まずは事例の内容から読み取れる本人の課題について検討し、首長申立てという想定で実際の申立書を作成するワークも行いました。

受講者の皆さんからは、「実際の書類を見ながら作業を通して学ぶことができました」との感想がありました。成年後見制度は審判が下りるまでに時間を要します。しかし、各支援機関が申立て手続きに協力していくことでその期間を短くすることが可能です。

また、付与すべき代理権について、「実際に考えてみて、とても悩みました」とのご感想もありました。この点も、ご本人の取り巻く状況を正しく把握し、本人の想いを可能な限りくみ取るためにも関係機関が協力して情報収集し共有することが欠かせないと感じました。



④その他住民向け研修会

開催日：令和6年5月25日、7月22日、8月7日、
9月5日、11月27日、令和7年2月25日、
2月26日（計7回実施）

場 所：6市町の全域

対象者：6市町における住民等

障害のある方の家族会や自治会、民生委員などから依頼を受けて研修会を行いました。障害のある方は親亡き後を心配されていますし、地域では高齢者世帯や高齢者の単独世帯が増えるなかで消費者被害や詐欺などの心配もあります。地域で暮らし続けるために成年後見制度が一助になるかもしれません。

みなさん関心と興味をもって積極的に研修を受講されました。

⑤その他関係機関・専門職向け研修会

開催日：令和6年6月21日、8月16日、9月5日、
12日、10月23日、11月19日、27日、
12月4日、11日、令和7年2月25日、
26日、28日、3月6日、14日
（計14回実施）

場 所：6市町の全域

対象者：6市町における関係機関職員・専門職等

それぞれの市町で、ケアマネジャーや地域包括支援センターなどの団体による自己研鑽のための研修や、病院の医師・看護師・相談員の方々から依頼を受けて、成年後見制度や権利擁護についての研修を行いました。

④・⑤の受講者：6市町における住民・関係機関職員・専門職（他地域の住民・関係機関職員・専門職を含め約1,940名）

■2.権利擁護に関する研修啓発事業

専門職(法律・医療・福祉・行政)のための
権利擁護研修会

開催日：令和6年11月21日

場 所：瀬戸旭医師会館

受講者：6市町における法律職、医療職、福祉関係者、行政職員等53名

「現場だけで悩まないで!!カスハラ対策と記録について」というテーマで弁護士の高森裕司先生よりご講演をいただきました。定員を大きく上回るお申し込みをいただき、それだけ多くの方が関心を寄せるテーマであると感じました。

内容としては、医療・介護現場でのカスハラの特異性、ハラスメントのリスク要因、ハラスメント対策の基本的な考え方、ハラスメント対策の視点について講義をいただきました。ハラスメント対策の基本的な考え方の中で、問題が起こった際は施設・事業所内で共有し、誰もが一人で抱え込まないようにすること、施設・事業所ですべてを抱え込まないこと、地域や他団体・機関とも必要に応じて連携をすることが大事であることを学びました。

講演後は7グループ分け、医療、介護の専門職や市民後見人バンク登録者の方々が混ざり合ってグループワークを行い、「利用者がカスハラを起こさないために、私たちができること、カスハラ防止対策」と「どんな支援があれば安心できますか?あったらいいな、こんな支援やシステム」というテーマで意見を出し合いました。皆様がそれぞれの立場で、実際現場で起きたことやカスハラへの対応策などを話し合いました。

カスハラの問題は複雑であり、解決方法もさまざまです。まずは現場だけで悩まないで情報を共有することが大事です。カスハラする側を単に契約解除するのではなく、カスハラを起こさないようにするための対策や利用者が地域の一員としてとりこぼされることがないようにするためにはどうしたらよいかを考えることも、私たち地域福祉に関わる機関の役割であると感じました。

■3.成年後見制度利用に関する相談事業

①相談事業

6市町における認知症高齢者・知的障害者・精神障害者及びこれらの親族等、行政・地域包括支援センター・障害者相談支援センター等の職員、民生委員を対象に、成年後見制度利用に関する必要な情報提供や相談対応、関係機関によるケース会議への参加、成年後見制度申し立て支援、専門職後見人・親族後見人の活動支援（後見活動への助言、報告書の書き方支援）、苦情対応等を随時行いました。



②巡回相談

開催日及び会場

瀬戸市	第1火曜日	やすらぎ会館
尾張旭市	第1木曜日	尾張旭市役所
豊明市	第3火曜日	豊明市役所
日進市	第2火曜日	日進市役所
長久手市	第4木曜日	長久手市役所
東郷町	第3木曜日	東郷町役場

関係市町ごとに相談日を設定し、当センターから遠方の方も相談しやすいように市役所等にて巡回相談を行いました。



上記①②の対象者：6市町における認知症高齢者・知的障害者・精神障害者及びこれらの親族等、行政・地域包括支援センター・障害者相談支援センター等職員、民生委員等571名
(対応件数：11,431件)



■4.市民後見推進事業

市民後見人の活動

「市民後見人」とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を、地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことです。

尾張東部圏域では、平成29年1月に市民後見人第1号が誕生しました。令和6年8月には第5期市民後見人バンク登録者が28名誕生しました。第6期市民後見人養成研修は令和8年1月より長久手市で開催します。

尾張東部権利擁護センターが主催する市民後見人養成研修による市民後見人バンク登録者は次項のとおりです。

市町別・後見人の活動実績

市民後見人バンク登録人数と受任件数（令和7年4月時点）

※受任件数には1ケースに対して市民後見人が交代して受任した数が含まれています

	瀬戸	尾張旭	豊明	日進	長久手	東郷	その他	合計	受任率※
1期初登録時人数	3	3	3	8	1	1	0	19	68.4%
受任件数	3	2	1	5	1	1	0	13	
2期初登録時人数	6	7	1	5	0	0	0	19	94.7%
受任件数	6	8	1	3	0	0	0	18	
3期初登録時人数	0	1	3	2	1	1	0	8	50.0%
受任件数	0	0	2	1	1	0	0	4	
4期初登録時人数	8	6	0	2	4	0	0	20	60.0%
受任件数	5	4	0	1	2	0	0	12	
5期初登録人数	3	2	8	5	3	6	1	28	14.3%
受任件数	2	0	1	0	0	0	1	4	
初登録人数合計	20	19	15	22	9	8	1	94	54.3%
受任合計	16	14	5	10	4	1	1	51	

令和6年度の活動風景



第5期市民後見人養成研修 実務研修

令和5年度より始まった基礎研修に続き、令和6年度には実務研修を全6回開講し、尾張東部圏域の障害福祉事業所及び介護保険サービス事業所において施設実習にもご協力をいただきました。

	日 時	内 容
実務1	令和6年4月10日	関係制度・法律（Ⅱ）、民法の基礎知識
実務2	令和6年4月20日	対人援助の基礎、成年後見の実務1
実務3	令和6年5月15日	成年後見の実務2、成年後見の実務3、成年後見の実務4
実務4	令和6年5月25日	身元保証問題と成年後見制度、成年後見の実務5
実務5	令和6年6月12日	家庭裁判所の実際、課題演習
実務6	令和6年6月22日	課題演習

第5期市民後見人バンク登録者オリエンテーションを開催しました

開催日：令和6年8月21日

市民後見人養成研修の全過程が終了し、28名の方がバンク登録選考を通過、その全員がバンク登録をしました。開催市である豊明市役所地域福祉課の小野寺課長よりバンク登録者へ市民後見人養成研修修了証とバンク登録証が手渡されました。「誰もが安心して暮らせる社会」の実現に向けて市民後見人の活躍を期待していると応援の言葉をいただきました。



市民後見人バンク登録者フォローアップ研修 市民後見推進交流会

開催日：令和6年10月24日、令和7年3月26日

令和6年10月24日にはえふてーぶる・看護塾代表で看護師の水野敏子先生を講師としてお招きし、「傾聴に求められるもの～意識せず醸し出す全てから伝わる、瞬間の大切さ」と題したご講演をいただきました。市民後見人として受任経験のある人には自らの傾聴を振り返ることができ、また受任経験のない人には傾聴に対する学びを深め、新たな気づきが得られた機会となりました。

令和7年3月26日には市民後見人活動紹介として、現在市民後見人として活躍されている2名の方の活動の様子を撮影した動画上映を行い、またその2名の方より日頃の活動についてご報告をいただきました。支援現場での経験や感じた課題、工夫されている点など、非常に具体的で貴重なお話ばかりで、参加者一同、大変学びの多い時間となりました。



2期計画に基づくプロジェクト

■1.意思決定支援プロジェクト

場 所：日進市障害者福祉センター

参加者：6市町における行政・地域包括支援センター・障害者相談支援センター職員等

第1回（開催日：令和6年7月3日）

意思決定支援プロジェクトチームコアメンバー会議

令和3年度から開催してきた5回の意思決定支援プロジェクトの振り返りをした後、意思決定支援の考え方における国の動向や様々な分野におけるガイドラインが紹介され、このプロジェクトにおける今後の取り組みについても話し合われました。

また、事例検討においては様々な立場からの意見交換がなされ、多角的な視点をもって意思決定支援の考え方を学ぶ機会となりました。

メンバーの方からは、地域共生社会の実現に向けて地域住民の方にも意思決定支援の考え方を醸成していくことや、本人の意思と他者の権利が衝突した場合の考え方など、チームで時間をかけて話し合いをしていく必要があるとの提言がありました。

第2回（開催日：令和7年3月4日）

意思決定支援プロジェクトチームコアメンバー会議

はじめに尾張東部権利擁護支援センターの権利擁護アドバイザーである一般社団法人支援の思想研究会理事長上田晴男先生より、『意思決定支援』について講義をしていただきました。意思決定支援の意味と内容、意思決定支援へのプロセスやポイントについて学びました。本人と今後のことについて考えていくためには、本人の意思を聴き、本人の「これまで」と「今」のことについて知ることが重要であると理解しました。

講義の中で一つの事例を取り上げ、4グループに分かれて『本人の今後の暮らしについて、どのような支援をすることがよいでしょうか』をテーマにグループワークを行いました。ほとんどのグループから「本人にきく」という意見が出されました。上田先生からは、本人は「これから」がイメージできないかもしれないが、「これまで」のことや「今」のことなら本人にとって話やすいと助言がありました。

さまざまな視点や立場から多くの意見が出る中、議論が深まることで選択肢や可能性が広がることを学びました。グループワーク後に上田先生より事例解説をしていただき、検討課題のポイントや意思形成支援の視点や手法について学びました。



■2.権利擁護支援プロジェクト

開催日：令和6年7月24日、10月31日

場 所：日進市中央福祉センター

受講者：6市町における行政・地域包括支援センター・障害者相談支援センター職員等101名

虐待対応に関する専門性の向上を図るため、高齢者・障害者虐待対応研修会を2回開催し、虐待防止や対応における関係機関の責務や役割について学びました。

虐待対応においては特に行政の役割が重要になるため、法的根拠を確認するためにも弁護士を講師として招くと、行政担当者および部課長が参加する市町もある研修会となりました。

第1回 令和6年7月24日

講師：高森裕司氏（弁護士）

テーマ：虐待を防ぐための各主体の責務とは
～よりよい支援を目指して～

高齢者・障害者虐待防止法についての解説。処罰・責任追究が目的ではなく、高齢者・障害者の尊厳を守ることが重要であること、虐待認定は何のために行うのか、虐待かどうか考えることが「気づき」の第一歩であること、「対応したことより、対応しなかったことの方が訴訟のリスクが高い」こと等、講義をいただきました。



第2回 令和6年10月31日

講師：上田 晴男 氏（尾張東部権利擁護支援センター権利擁護アドバイザー）

テーマ：あなたの悩みをQ&Aで解決します！
参加者から事前に募集したご質問に講師が解説しました

一つの虐待事例を通して、通報から終結までの流れの中で、各支援者の役割をクイズ方式で学びました。

また、事前に集まった質問について、Q&Aで解説していただきました。



■3.ゆいまーるミーティング

(旧称：日常生活自立支援事業担当者ミーティング)

開催日 第1回：令和6年8月28日

第2回：令和7年2月5日

場 所：日進市障害者福祉センター

参加者：6市町における行政担当職員2名・日常生活自立支援事業担当職員6名・生活困窮者自立支援事業担当職員6名、オブザーバー2名

本ミーティングは、日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行のための連携強化を図ることを目的に、6市町の日常生活自立支援事業担当者をメンバーに「日常生活自立支援事業担当者ミーティング」として始めました。令和3年度からは6市町の生活困窮者自立支援事業担当者も加わり、令和6年度には「ゆいまーるミーティング」へと名称変更し、7年目となりました。

令和6年度は尾張旭市担当者と共同で事務局を運営し、各事業の担当者ならではのアイデアが生かされるようなミーティングを企画しました。例年通りの事例検討にとどまらず、担当者の横のつながりを感じられるようワールドカフェ方式のグループワークを行い、答えを求めないワールドカフェだからこそその普段の業務の疑問や悩み等を話す場として参加者から好評を得ました。



■4.身寄りのない人の支援研究プロジェクト

開催日 令和6年5月13日、6月28日、
令和7年2月13日（計3回実施）

場 所：日進市障害者福祉センター、日進市民会館

参加者：6市町における住民、行政・高齢者・障害者事業所職員等

身寄りのない人の支援について、国のモデル事業への参加を視野に6市町の行政担当者を中心に検討しました。先進地域での取組を学ぶと共に、身寄りのない人の行政課題および福祉課題などを踏まえて事業化の検討を3回行いました。

第3回『身寄りのない高齢者の支援に関する勉強会』では、日進市の呼びかけで実務担当者を中心に現状の課題の整理を行いました。身寄りのない方の支援を死後事務の負担軽減と捉えるのではなく、後悔の残る死とならないよう、事前に死を考える重要な権利擁護や意思決定支援と捉える、プロジェクトの方向性がみえる会議となりました。

予算を伴うことなので、令和7年度に実施計画を立て、令和8年度に実施を予定をしています。

尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画 2期計画に関する事業

尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画 進行管理推進委員会

開催日・場所：令和6年7月23日 日進市民会館
令和7年3月12日 日進市障害者福祉センター

尾張東部圏域第二期成年後見制度利用促進計画が令和5年3月に策定され、令和6年度第1回の委員会では、改めて第二期計画の推進のねらいが紹介されました。また同時に、施策14の「意思決定支援プロジェクト」、施策15の「身寄りのない人の支援研究プロジェクト」、施策9の「市民後見人の養成支援」、そして施策5と施策6から「法人後見の質の向上と実施機関の育成」を取り上げ、それらを総合的かつ一体的に推進していくことが確認されました。

第2回の委員会では、施策14と施策15の2つのプロジェクトを軸にしながら、他の施策を連動させて推進を図っていくことが委員会内で共有され、計画における現状の到達点が報告されました。

また、施策15の「身寄りのない人の支援研究プロジェクト」に関連して、国のモデル事業に申請していくことが話し合われました。



これからのあすライツ

尾張東部権利擁護支援センターは、令和7年10月をもって設立15年を迎えます。これもひとえに皆様のご支援の賜物と深く感謝しております。

初年度は3人の職員で6件の法人受任からスタートしましたが、今では職員は13名、法人受任も54件（令和7年3月末時点 累計139件）となりました。事務所のスペースもどんどん手狭になり、通路を確保するのもやっとで、デスクからキャビネットやコピー機への移動時には、職員同士片側交互通行で、すれ違いができない状態です。また、机の上の作業スペースの確保と増え続ける書類との戦いになっています。

そのような中にありながらも、職員一同、一致団結して地域の権利擁護のために日々邁進しております。今後とも、ご支援の程どうぞよろしくお願いいたします。

令和6年度 数字で見るあすライツ

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、法律・契約行為や自らの権利をまもるために支援を必要としている方や周囲の支援者の方々に対して、権利擁護に関する相談支援、福祉的配慮に基づく後見事務の提供、市民後見人の監督業務を下記のとおり実施しました。



1. 相談件数

対象者種別	実人数（人）
認知症	281
知的障害者	68
精神障害者	84
高次脳機能障害	38
認知症以外の高齢者	78
その他	22
合計	571

援助内容区分	延べ件数（件）
制度説明・制度利用検討	2,092
申立手続き支援	4,031
虐待・権利侵害	391
診断書・鑑定書・本人情報シート	343
親族後見人支援	209
専門職後見人支援	1,088
被後見人家族支援	8
任意後見	160
市民後見人	17
苦情	96
その他	2,996
合計	11,431

相談者区分	相談者数（人）
本人・親族	1,871
行政・相談機関	3,345
その他関係機関	2,276
後見人等（専門職・親族・市民）	1,676
日常生活自立支援事業／生活困窮者自立支援事業	519
家庭裁判所	146
その他	295
合計	10,128

相談方法別	延べ件数（件）
電話	5,860
来所	169
訪問	582
巡回相談	52
メール	1,008
ファックス	171
郵送	144
オンライン	2
電子連絡帳	190
その他	2
合計	8,180

2. 法人後見受任状況（センターが法人として後見業務を担っています） 令和7年3月末現在（単位：人）

対象者種別	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
認知症	6	2	3	7	0	2	20
知的障害者	2	2	1	2	1	0	8
精神障害者	6	6	2	3	0	1	18
高次脳機能障害	3	1	1	2	0	1	8
合計	17	11	7	14	1	4	54

援助方法区分	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
電 話	1,026	911	795	2081	97	232	5,142
訪 問	607	370	218	796	11	133	2,135
来 所	10	7	22	323	0	3	365
メール	155	77	366	1,122	0	33	1,753
郵 送	1,060	684	503	1,183	76	428	3,934
その他	170	215	88	258	4	89	824
合 計	3,028	2,264	1,992	5,763	188	918	14,153

3.監督業務状況（市民後見人及び法人後見人の監督人としてサポートしています）令和7年3月末現在

対象者種別	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
認知症	8	3	0	0	0	1	12
知的障害者	3	0	3	0	0	0	6
精神障害者	0	0	0	1	0	0	1
高次脳機能障害	0	0	0	1	0	0	1
合 計	11	3	3	2	0	1	20

（単位：人） ※市町は被後見人等の住所地

4.法人後見による被後見人等の各種滞納の解消（6市町合計）

尾張東部権利擁護支援センターが後見人等として金銭管理を行い、返済した合計金額は下記のとおりとなりました。（令和7年3月末現在）

（単位：円）

	平成23年度～令和5年度		令和6年度		平成23年度～令和6年度累計	
	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額
税・保険料	51	5,085,650	4	469,161	55	5,554,811
公共料金	36	1,147,605	2	83,285	38	1,230,890
医療・福祉サービス	42	10,385,361	2	262,277	44	10,647,638
一般企業等	24	1,739,704	4	154,302	28	1,894,006
ローン返済	35	7,732,657	0	0	35	7,732,657
その他（生保返済等）	20	9,844,131	2	785,207	22	10,629,338
合計	208	35,935,108	14	1,754,232	222	37,689,340

6市町別 平成23年度～令和6年度 累計返済額

（単位：円）

	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
税・保険料	2,364,500	108,300	677,561	1,221,050	3,500	1,179,900	5,554,811
公共料金	110,300	155,775	462,121	383,700	10,032	108,962	1,20,890
医療・福祉サービス	3,995,896	402,989	3,167,448	1,776,583	450,418	854,304	10,647,638
一般企業等	401,221	377,835	489,274	488,133	0	137,543	1,894,006
ローン返済	1,843,596	649,183	0	4,524,305	0	715,573	7,732,657
その他（生保返済等）	2,304,611	2,211,290	673,005	4,958,759	0	481,673	10,629,338
合計	11,020,124	3,905,372	5,469,409	13,352,530	463,950	3,477,955	37,689,340

職員からのメッセージ

住田敦子（センター長・専門相談員）

今春、ドラマ「最後から2番目の恋」を楽しみに観ていました。内容も好きでしたが、主題歌を聴く度に、浜崎あゆみの大ファンで50代で亡くなった被保佐人さんを思い出して、しみじみと寂しい気持ちに…でも、彼女が「あゆ〜！」と喜んで一緒に観ているような温かい気持ちにもなって。彼女はいつも突拍子もなく、たくさん傷つきながらも、一生懸命に生きてきた姿は主題歌の歌詞にぴったりです。～大人になったからって全てがうまくいく訳じゃないと知れたから、歩いているんだろう。傷は時間と共に癒えるんじゃないかと、笑顔をどれだけ上書き出来るかじゃないかな。そのために今日も諦めずに生きてるんじゃないかな♪～

怒ったり、泣いたり、笑ったりして、諦めない彼女の人生を、後ろから支えるつもりが、ひっくり返りそうになりながら、彼女の笑顔と「ありがとね」という言葉に力をもらっていたことを思い出して、さあ明日も頑張ろうと思う月曜9時でした。



當目眞緒

（副センター長・専門相談員）

我が家は観葉植物が多い。私の唯一の趣味かもしれない。昔、子供の友達が遊びに来た時に『アリエッティの家みたい！』といったことがある。ジブリ映画を見た方は大体想像がつかうのでは？借りぐらしのアリエッティほどではないが、小さい子供たちにはそんな空間に感じたのかもしれない。マンションなので大きな木にはならないが、結婚記念日にたまたま植木がやってくる。だいたい実がなる木は鳥に、どこで情報を得るのかくちなしの木には、オオスカシバがやってきて、幼虫が葉を食い散らかす。そんな中、今年は『グミの木』に赤いたくさんの実がなった。ベランダの死角にそっと置いているので、鳥に見つかっていないようだ。甘酸っぱくて少しえぐみがある実だ。本当は大きくなる木だがお手入れ不足のせいか低身長。それもまた可愛い(笑)



瀧本由美（専門相談員）

「タイパ」「コスパ」、何かと効率が良いことがいいことという風潮ですが、「何もしない、無駄なお金を使って無駄な時間を過ごす」ことが必要な時もありますよね。



下山貴弘（専門相談員）

あすライツボランティア会が始動し、皆様の熱意に励まされているところで。還暦まであと少し。老人力がついた分だけ、皆様からのエネルギーで補充させていただきます。



鈴木万由子（専門相談員）

気付けば私ももうアラサーになっていました。だんだん人や場所の名前が思い出せなくなるもんです。なんてつぶやくと、先輩方から怒られてしまいます(^) 最年少の若さで様々な壁を乗り越えていきます。



三宅早苗（専門相談員）

昨夏に入職し、はじめてのことばかりで学ぶ毎日ですが、一つひとつ丁寧に誠実に取り組んでいきたいと思えます。周りの先輩方に支えていただきながら、一歩ずつ学び、成長していけるよう努力してまいります。



石井友子（専門相談員）

今年も自分にできる仕事があること、役割があることに感謝しながら1年がんばりたいと思えます。よろしくお願いいたします。



山口奈美（専門相談員）

体力の衰えを感じる歳になり、友人との話題は健康問題です。変化する自分自身と向き合いながら、日々精進していきます。



堀越初枝（専門相談員）

第2の人生を歩み始めて1年、なかなか慣れないことも多く、皆様に支えられています。これからもよろしくお願いいたします。



青山千晃（専門相談員）

もうすぐで働き始めて一年になります。日々勉強になることばかりで、自分の至らなさを感じることも多いですが、目の前のことに精一杯取り組んでまいります。



鈴木啓介（事務員兼後見支援員）

昨年、47最後のピース高知県がようやく埋まった。下校中の小学生達が車道上にある舟戸電停で路面電車を待つ姿にびっくり。その間自動車は動けない。あれこれ仰天しているうちに三大がっかりのはりまや橋を見忘れた



木下ふじ柔（事務員兼後見支援員）

老眼や物忘れと戦いながら日々業務に励んでいます。業務は忙しくても職場の仲間に癒されることは多くて職場は普段のストレスを解消できる憩いの場ともなっています。今年も自分にできることを精一杯頑張ります！



小田智子（事務員兼後見支援員）

感謝の気持ちを忘れずに、大切にすべきことを心に留め取り組んでまいりたいと思えます。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。



会員募集

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターあすライツの会員になって、法人を支えてください！



- ◆個人正会員 103千円/年
- ◆法人正会員 105千円/年
- ◆賛助会員 101千円/年

行政から委託された事業の範囲は限られています。会費収入などの自主財源により自主事業にも取り組み、さらに地域の権利擁護の推進に取り組んでいきたいと考えていますので、ぜひ、応援してください！入会申込書をお送りしますので、お気軽にお電話ください。

電話 0561-75-5008 担当：小田